

## 募集新株予約権に係る募集事項の公告

株主各位

2026 年 7 月 15 日

東 京 都 港 区 芝 浦 三 丁 目 1 番 1 号  
株 式 会 社 シ ー ュ ー シ ー  
代 表 取 締 役 濱 口 慶 太

当社は、2026 年 6 月 25 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

#### 第 10 回新株予約権発行要項

##### 1. 新株予約権の数

354 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 35,400 株 とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において二項モデルにより算定される公正な評価額を基準として取締役会において定める額とする。なお、当社は、新株予約権の割当を受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

##### 3. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付または株式移転を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年７月31日から2036年７月30日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員、または従業員のいずれの地位にある間は新株予約権を行使することができず、当該地位をいずれも喪失した日（以下、「退任日」という。）の翌日から起算して30日以内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2026年7月31日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記（６）①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 前号の定めにかかわらず、新株予約権者の居住地の法令（米国内国歳入法第409A条などを含むがこれらに限られない。）の適合のため必要がある場合には、取締役会の決議により、当該新株予約権者について、新株予約権の行使時期その他の条件につき合理的な範囲で別途の定めをすることができるものとする。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使

することができる。

#### 4. 新株予約権の割当日

2026 年 7 月 31 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.

(3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

（１０）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．申込期日

2026 年 7 月 28 日

９．新株予約権の割当てを受ける対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 当社取締役  | 1 名 | 64 個  |
| 当社執行役員 | 6 名 | 290 個 |

なお、上記対象となる者の人数および割当新株予約権数は上限を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

以上